

# 座間市自主防災組織 マニュアル

## 座間市

平成28年4月  
(平成29年2月改訂)

## はじめに

近年、集中豪雨等の自然災害をはじめ、様々な災害が各地で発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向にあります。また、近い将来においては、首都直下地震、東海地震等の大規模地震の発生が懸念されており、安全・安心に関する住民の関心も高まってきています。

平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟中越地震、平成23年の東日本大震災の経験から、建物の耐震化や家具の固定、水・食料・生活用品の備蓄、避難所運営のあり方など、幾多の知見や教訓を習得しました。

こうした災害の経験から、防災対策や災害対応の多くは、災害の規模が大きいほど、自らの身は自ら守る「自助」と皆のまちは皆で守る「共助」が重要だと認識されてきています。この「共助」の要となるのが自主防災組織です。自主防災組織が主体となり地域防災を実践していくことが災害に強い街づくりとなります。

また、自主防災組織は防災活動だけを行うのではなく、地域の様々な活動と防災活動を組み合わせることと同時に、消防団や地域の様々な団体と連携することが活動の活性化と継続に繋がります。つまり、平常時からの地域での活動や連携が防災活動にとって重要な要素であるということです。

このマニュアルは、自主防災組織の役員や地域防災に携わるすべての方に自主防災組織のあり方、結成の方法、活動内容などについて解説するものです。これから自主防災組織を立ち上げる地域の方々、また、これまで取り組んできた自主防災活動をさらに充実させたいの方々にとってお役に立つことを期待します。

なお、マニュアル中に具体的な防災対策等の参考として、座間市防災対策総合ガイド（以下「総合ガイド」という。）を参照するよう示してあります。マニュアルと総合ガイドを一緒にご覧ください。

## も く じ

1. 自主防災組織とは	P. 1
2. 自主防災組織の立ち上げ	P. 2
3. 自主防災組織の活動目標・計画の作成	P. 5
4. 自主防災組織の活動（平常時）	P. 6
5. 自主防災組織の活動（地震災害時）	P. 16
6. 自主防災組織の活動（風水害時）	P. 25

### ～～資料編～～

1. 自主防災組織規約（例）・防災計画（例）	P. 28
2. 訓練等実施計画（例）	P. 37
3. 防災訓練申込書	P. 44
4. 防災資機材貸与要望書	P. 45

## 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域の一人ひとりが防災要員となり、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感をモットーに自治会単位等で自主的に結成し、日頃から災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には被害を最小限に食い止めるための活動を行う組織のことです。

## 災害時における自助・共助・公助の役割

大規模な災害が発生したとき、「消防や警察の応急活動」（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対応を取ることが難しい場合も考えられます。そこで、「自分の身を自分の努力によって守る」（自助）と「普段から顔を合わせている地域や近隣の人、企業などが互いに協力し合う」（共助）がとても重要となります。そして「自助」「共助」「公助」が有機的に繋がることにより、被害の軽減を図ることができます。

自主防災組織はここでいう共助の中核的な組織です。



## 自主防災組織の必要性

自主防災組織は、平常時には、「自助」、「共助」、「公助」の重要性を中軸に防災・減災対策及び各種防災訓練等を実施し地域住民の防災意識の向上を図るとともに、災害時には、避難誘導、人命救助、初期消火、避難所運営等の地域住民における応急活動の実施母体となる重要な組織です。

また、組織活動を進めていくことで地域住民の繋がりが強化され、地域コミュニティの充実が図られます。

### コラム（過去の震災に学ぶ）

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋等から救出された人のうち、約8割が家族や近隣の住民（共助）によって救出されたという報告があります。

こうしたことから、自助・共助が命を守る最重要活動であることがわかります。

## 自主防災組織の立ち上げ

自主防災組織の結成には、何よりも地域住民の理解と協力が不可欠です。ここでは、自主防災組織を立ち上げるまでの流れを示します。

自治会や管理組合等で自主防災組織の必要性について話し合いをする。

自主防災組織の中心メンバーとなる自治会長等と組織の結成について相談しましょう。  
※地域防災推進員にアドバイザーとして参加してもらおう。

自治会や管理組合等の総会等で組織結成について決定する。

今後の取組みや組織体制等についても話し合しましょう。

組織の役員を決める。

組織の会長、副会長、運営委員を選出しましょう。  
(例)  
・自治会等の現役員がそのまま兼務  
・自治会等の前期役員が担う。  
・知識、行動力に長けている人を選出するな

**組織体制及び役割分担を決める。**  
(次ページ参照)

自主防災組織ではあらかじめ初期消火班等の班体制を確立します。女性のご近所ネットワークなどを活用し、活動班の編成及び役割分担を決めましょう。



**自主防災組織の規約・防災計画を作る。**  
(28～36ページ参照)

規約・計画の作成は組織の活動目標や活動内容を取り決める大切なものです。住民の意見を取り入れながら作成しましょう。



**回覧板や掲示板等で組織結成を周知する。**

組織の結成や班体制等を回覧板等で住民にお知らせしましょう。



**座間市へ報告する。**

組織を結成したら市に届け出ましょう。

※不明な点は市にご相談ください。

**自主防災組織の活動に際しては、地域コミュニティの大切さ及び「自助」、「共助」の重要性を第一に運営することが望ましい。**

**自主防災組織の結成、運営については、座間市地域防災推進員に相談しましょう。**

**座間市地域防災推進員とは**

市では、市民の防災・減災意識の高揚、自主防災組織の育成等を図るため、各地区自治会連合会から推薦された方を座間市地域防災推進員として任命しています。

地域の防災・減災に関すること、自主防災組織の活動などについては、各地区の地域防災推進員へご相談ください。詳しくは市にお問い合わせください。

## 自主防災組織の組織体制

自主防災組織において活動を進めていくためには、まず組織を取りまとめる会長を置き、会長の下に副会長ほか、住民の役割を定めた組織体制を編成することが必要です。編成にあたっては、まず活動班を編成し、活動班ごとに班長を決めます。

なお、活動班は組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは必要最低限の班編成から徐々に充実させていきます。

### 自主防災組織における主な活動班と役割（例）

活動班名	平常時の役割	災害時の役割
総務班	全体運営 他機関との連絡調整 災害時要援護者等の把握	全体運営 他機関との連絡調整 避難所運営委員会との調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	情報の収集・伝達方法の取り決め 組織運営における広報活動	的確な情報の把握及び伝達 被害状況及び必要な支援物資等の調査
消火班	器具点検及び訓練 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	資器材調達・整備	負傷者等の救出・救護・搬送
避難誘導班	避難路、避難場所等の選定・確認 避難呼びかけ担当区域の選定・把握 誘導資機材の調達・整備	避難の呼びかけ 災害時要援護者の避難支援 避難誘導
給食・給水班	器具の点検 備蓄品の点検・把握	食料、飲料水等の確保・配布 炊出し等の給食・給水活動

活動班の編成は、ゴミステーション単位や自治会等の班単位で組織化すると、普段から顔を合せているメンバーとなり円滑な運営が見込まれます。

なお、災害時に情報の伝達漏れ等が生じないように、情報班員及び避難誘導班員の配置には工夫をしましょう。

## 自主防災組織の活動目標・計画の作成

自主防災組織の結成後は、地域住民の防災意識の高揚及び地域防災力の向上を図るために継続して活動しなければいけません。

したがって、中・長期的な活動目標を定め、それに向けた活動計画を策定します。

### 1. 活動目標の設定

活動目標の設定にあたっては、あらかじめ防災に関する知識や地域の危険箇所等について学習する機会を設け、防災の知識を深めながら実際の活動を通じて徐々に活動レベルを上げ、これに応じて目標を修正していくことが望ましい。

目標の設定には、次の点に留意しましょう。

- 地域防災推進員、防災・消防機関等から、防災に関する専門的な知識や技術等を習得しておく。
- 組織の活動状況を考慮し、中・長期的に実現可能な具体的目標を設定する。

### 2. 活動計画の策定

自主防災組織の活動においては、住民の関心が急に高まる、あるいは活動レベルが一気に向上することは期待できないため、継続的に防災活動に取り組むことが重要です。また一旦活動レベルを上げて継続して活動が行われなければ活動の停滞や住民の関心も薄れてしまうことも考えられるため、活動をしっかりと継続していくための活動計画を策定し、活動目標の達成へ取り組むことが重要です。

活動計画の策定にあたっては、中・長期的な視点に立った活動目標を実現するため、前年の活動状況や年間を通じてどのような防災活動を行う必要があるかを検討し、実際に行う活動内容を取りまとめ、年間の活動計画を策定しましょう。

なお、活動計画の策定にあたっては、活動目標の設定とあわせて次の点に留意しましょう。

- 編成班ごとに検討会を行う等、できるだけ多くのメンバーから意見を出してもらおう。  
(編成班ごとの検討により、活動の漏れをチェックすることができる。)
- 検討会で出てきた意見をテーマごとに整理し、優先度をつけていく。その際、緊急性・重要性といった基準を設けて検討を行うと討議や合意が進みやすい。
- 整理された意見から、時間的制約、組織の予算等を勘案して活動計画を作成する。
- 徐々に活動目標を修正しながら活動レベルの向上に努め、継続的に取り組む姿勢をもった計画策定を心がける。
- 年間活動計画に特徴をもたせるために、年度ごとの重点項目(目玉事業)を決める。



## 自主防災組織の活動（平常時）

自主防災組織における平常時の活動としては、組織活動への積極的な参加を促すとともに、災害時に迅速な応急活動ができるよう各種訓練及び資機材等の整備を計画及び実施し、地域住民への防災・減災対策の普及啓発に努めなければいけません。

### 1. 地域ぐるみでの防災意識の醸成

自主防災組織の活動において、地域住民が防災・減災に関する知識を習得するためには、あらゆる機会をとらえて普及啓発に取り組み、地域ぐるみで防災・減災意識を醸成する必要があります。

#### 啓発事項（例）

- ① 自主防災組織が活動すべき内容
- ② 自主防災組織の構成員の役割
- ③ 地震が発生したときの対応
- ④ 平常時における家庭内対策の実施
- ⑤ 災害時要援護者への対応
- ⑥ 地域の特性に応じた対応 など

#### 啓発方法（例）

- ① あらゆる会合の機会をとらえ、できるだけ話し合う機会を増やす。
- ② 地域の行事やイベントの中で、防災に関する場をつくる。
- ③ 防災に関するチラシやパンフレットの作成及び配布
- ④ 行政機関等のホームページの活用
- ⑥ 市の防災対策総合ガイドや防災マップの活用
- ⑦ 市などが開催する防災・減災講座や防災講演会などへの参加 など

### 2. 家庭内対策（自助）の促進

各家庭において災害に対する備えをしておくことは各自の生命、身体、財産を守る（自助）ばかりでなく、地域の被害を軽減するためにも重要なことです。図1にあるように、阪神・淡路大震災では亡くなった方（神戸市内）の8割以上は家屋の倒壊によるもので、図2のとおりケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。

しかし、住民には「自分の家は大丈夫」「行政が何とかするだろう。」といった意識があり、家庭内対策が進んでいないのが現状です。こうしたことから自主防災組織においては、地域住民に対し、「自助」への備えを促進することが求められます。

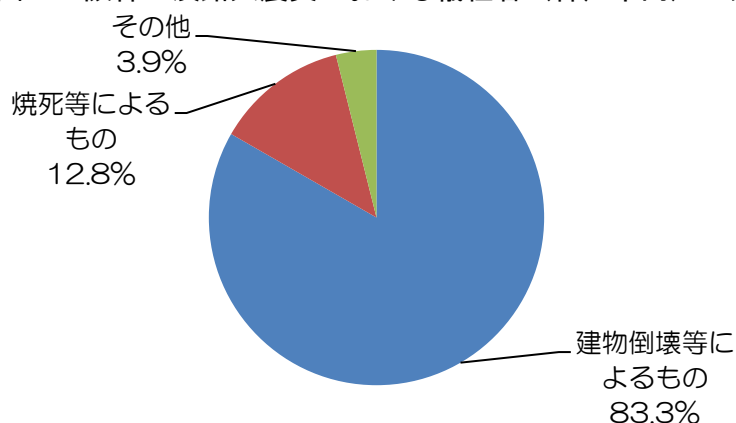
### 促進の方法（例）

- ① 防災に関するチラシやパンフレットの作成及び配布
- ② 自主防災組織で実施する研修会、講演会への参加呼びかけ など

### 指導方法（例）

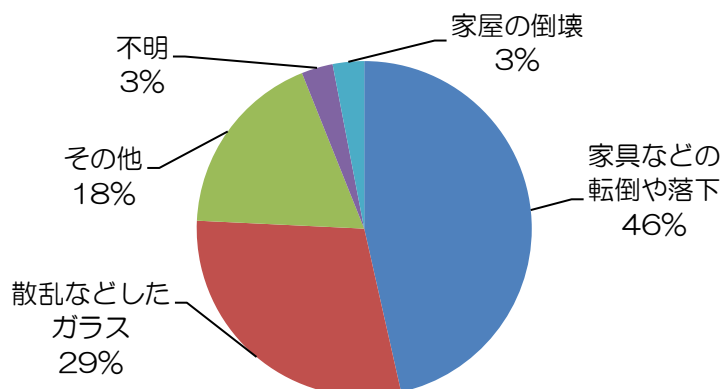
- ① 家屋の耐震診断と耐震改修工事
- ② ブロック塀の点検と改善
- ③ ガラスの飛散防止
- ④ 家具の転倒・落下防止
- ⑤ 出火防止
- ⑥ 非常持出品の準備
- ⑦ 非常備蓄品の準備
- ⑧ 家族との連絡方法
- ⑨ 市からの情報提供

図1 阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市内）の死因



資料：「神戸市内における検死統計」（兵庫県監察医 平成7年）

図2 阪神・淡路大震災におけるけがの原因



資料：日本建築学会「阪神淡路大震災住宅内部被害調査報告書」

家庭内の防災対策、防災準備品については、総合ガイドを活用しましょう。

#### コラム（家族間の連絡方法）

災害時の家族間における連絡方法の取り決めはとても重要なことです。

- ① 置手紙を残す箇所や記入する内容について。
- ② 避難先として想定される避難場所等について。
- ③ NTT災害用伝言ダイヤルの利用等について。

それに加え、自主防災組織においても避難誘導及び状況把握の観点から「この家屋は避難済」等の把握ができるよう対策を検討しましょう。しかし、「避難済」等の印を玄関に長時間表示していると、泥棒に「入ってください」といっているようなものなので対策が必要です。

#### コラム（火災対策）

地震による火災（二次災害）を防ぐために次の事項を遵守しましょう。

- ① グラツときたら火を止める。ただし、揺れが大きく消火に危険を伴う場合は身の安全を優先させる。
- ② 揺れが治まったら扉を開けて避難路を確保し、火の元、ガスの元栓、ブレーカーを確認する。
- ③ ストーブ等の転倒により出火した場合は、慌てず消火する。
- ④ 急な事態により立ち竦み、行動に移せない場合は、「火事だ」「助けて」等の大声を出す。

### 3. 防災資機材の準備

自主防災組織では情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の各役割における資機材等の整備が必要です。

なお、資機材の保管、管理にあたっては、用途、目的に合わせて防災拠点での管理や地域ごとの分散管理を行い、地域の実情に応じてもっとも機動的かつ迅速に活用できるようにしておく必要があります。特に救護用資機材や給食・給水用資機材については、自主防災組織が単独、あるいは共同して備蓄をする拠点として、防災倉庫を設けることも必要です。

### 目的別の主な防災資機材（例）

目的	防災資機材
① 情報収集・伝達用	無線機、電池メガホン、ライト、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）等
② 初期消火用	軽可搬ポンプ、消防ホース一式、消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、ゴーグル、耐熱手袋、水バケツ、笛、ヘッドライト等
③ 水防用	排水ポンプ、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋、ハンマー、ヘルメット、ヘッドライト、笛等
④ 救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、防煙・防塵マスク等
⑤ 救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド等
⑥ 避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、投光器、標識板、標旗、ライト、簡易トイレ、防寒シート等
⑦ 給食・給水用	炊飯装置、鍋、コンロ、ガスボンベ、給水タンク、飲料用水槽等
⑧ その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪器具等

※ 自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの等があれば計画的に整備し、いざというときに使用できるよう、日頃から、点検と取扱い方法の習熟に務めましょう。

また、資機材の整備を進めるだけでなく、次の点に留意しましょう。

- 地域住民に対し、消火器やバケツ、土のう袋等を備えるよう推奨する。
- 地域住民に対し、ローリングストック法を用いた食料等の備蓄を推奨する。（総合ガイド29ページ）
- 救急救命用資機材として、AED（自動体外式除細動器）の設置箇所等を把握しておく。
- 救助用の大型工作資機材等について、地域内の土木、建設会社等に対して、災害時に機材及び人材の協力が得られるよう協議しておく。
- 訓練用の資機材等、近隣の自主防災組織や団体、事業所等と必要に応じて資機材を共有し、

### 点検のポイント（例）

- 有効期限のあるもの・・・医薬品、消火器、乾電池など
- 老朽化によりいたむもの・・・担架、ホース、テントなど
- 定期的に作動させる必要があるもの・・・軽可搬ポンプ、発電機など（機械類は定期的には作動させないと、万が一の時に機能しなくなる。）

#### コラム（防災資機材の貸与）45ページ参照

市では、自主防災組織に対し防災資機材の貸与を行っています。

（貸与品例）

- 簡易組立式トイレ
- 災害用毛布
- 釜戸セット
- 折りたたみ式リアカー
- 発電機 など

ただし、在庫数等により貸与できない場合もあります。詳しくは担当までお問い合わせください。

#### コラム（コミュニティ助成事業の活用）

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に要する備品等の整備に対し助成をする「コミュニティ助成事業」を実施しており、この事業を活用することで、自主防災組織が整備する設備等の費用について助成を受けることができます。

事業を検討される場合は担当までお問い合わせください。

自主防災組織において平常時の活動や資機材等の整備を図るためには、限られた財源の中から支出しなければいけません。実情に応じて、防災資機材の貸与やコミュニティ助成事業を活用しましょう。

#### 4. 防災訓練（37～43ページ参照・総合ガイド参考）

自主防災組織においては、災害時に早期に実効性のある応急活動ができるよう、実災害を想定した防災訓練を実施する必要があります。

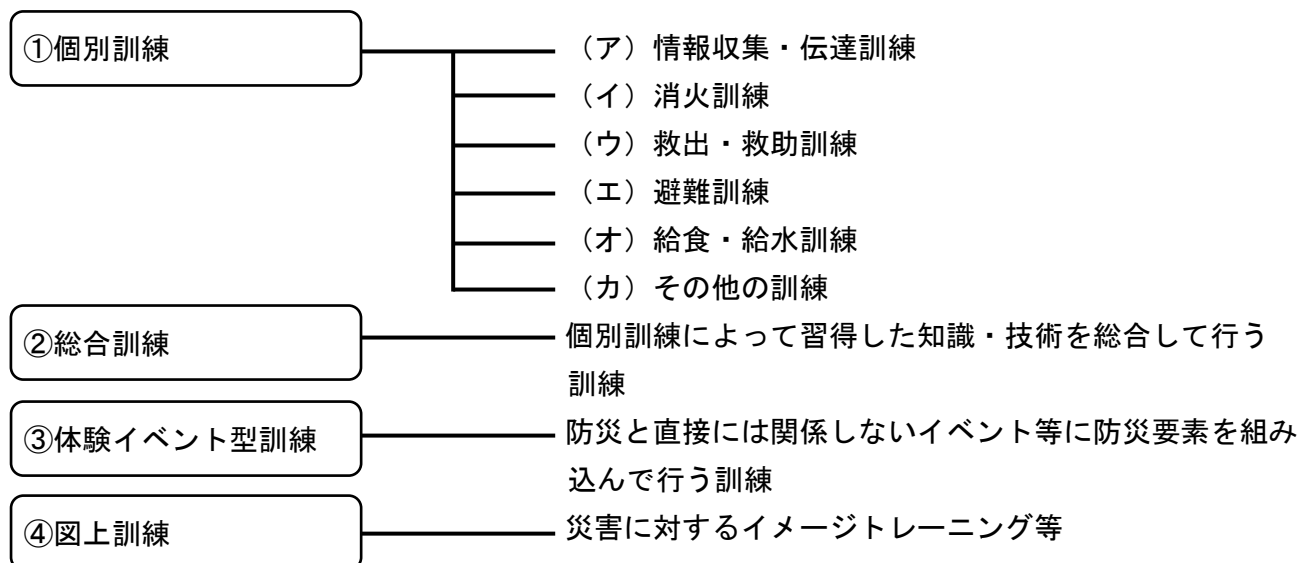
防災訓練では、機器の操作及び住民同士の連携を確認できるとともに、活動班体制の見直し材料となることから、多くの住民が参加することが大切です。

なお、自主防災組織が実施する防災訓練については、次の点に留意しましょう。

- 正しい知識、技術を習得するために、市や消防機関等の指導を受ける。
- 訓練終了後に、訓練内容を見直して必要な改善を行う。
- 特定の災害だけでなく、地域の実情に即した訓練内容とする。
- 災害時要援護者にも配慮した効果的な訓練内容とする。
- 市や消防機関等が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。
- 短時間でも訓練が行えるよう、実施方法等を工夫する。
- 固定観念にとらわれず、応用動作ができるようにする。
- 訓練にあたっては、事故防止に努める。
- 訓練の実施を市に届け出る。（44ページ参照）

防災訓練としては、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練が代表的です。

##### 主な防災訓練項目



① 個別訓練

(ア) 情報収集・伝達訓練

情報収集・伝達訓練では、自主防災組織を災害情報収集拠点（本部）として位置付け、情報班を中心に、地域住民における正確な情報収集・伝達方法の知識及び技術を習得する。

情報収集訓練（例）

- ① 組織本部にて情報の収集場所及び事案内容を予め定めておく。
- ② 情報班に情報収集内容の指示を出す。
  - ・ 取得場所
  - ・ 取得（確認）日時
  - ・ 現場状況の確認（人数・状況・それらから想定される事案）
- ③ 情報班から報告を受ける  
※情報のやり取りは必ずメモに残す。



情報伝達訓練（例）



- ① 情報班から情報を受ける。
- ② 対応優先順位を決める。
- ③ 各班に対応内容の指示を出す。
- ④ 全ての情報を時系列に整理する。
- ⑤ 情報班の把握した情報、組織本部の受け取った情報、各班への指示事項が正確に伝達されたかを確認する。

災害時には、地域の被害状況等を正確かつ迅速に情報収集・伝達する必要があるため、10～20世帯の少数単位に情報班員を配置するなどの情報収集・伝達体制をあらかじめ検討しておく必要があります。

また、被害状況だけでなく、どういった人が困っているのか等、人に関する情報についても収集するようにしておくこと、災害ボランティアや社会福祉協議会と連携する際に有効な情報となります。

### コラム（正確な情報収集、伝達の必要性）

自主防災組織は、災害時における地域の消火・救助活動にとどまらず、市や消防機関等から提供される地域の災害情報や災害発生時の行政の対応に関する情報について、正確な情報収集を行い、各戸にきめ細かく伝える役割を有します。

しかしながら災害時には、自分が置かれている状況を理解できず、目の前に危険が迫ってくるまで、その危険を認めようとしない心理が働き、「たいしたことはない」と思い込む場合があります。こうした災害時の人間の心理状態を災害心理学では、「正常化の偏見」といいますが、こうした心理は避難を遅延させるなどの被害を拡大させる恐れがあるため、自主防災組織においては、危険な状況をいかに正確な情報として住民に伝えるかが重要となります。

なお、情報収集・伝達訓練では以下の点に注意が必要です。

1. 事実を確認し、時期に適した報告を行う。
2. 市や消防機関等との情報を共有する。
3. 伝達は簡単な言葉で行い、難しい言葉避ける。
4. 口頭だけでなくメモ程度の文書を渡しておく。
5. 情報を正確に伝達するために、受信者に内容を復唱させる。
6. 流言には数字がからむことが多いため、数字の伝達には特に注意する。
7. 「異常なし」も重要な情報である。
8. 定期的な報告を行う。

#### （イ） 消火訓練

消火訓練では、消火器、バケツ、軽可搬ポンプ等の消火用資機材の使用方法及び消火技術を習得する。

また、平常時及び災害時における出火防止や初期消火は被害の拡大を防ぐために非常に重要なことです。自主防災組織では消火訓練や火災予防運動等のあらゆる機会を捉え防火意識の向上に務めましょう。

### コラム（消火栓による消火活動）

火災発生時、消火器及び軽可搬ポンプを使用した消火活動の外に、消火栓を使用した消火活動も取扱いを熟知すれば地域住民で行うことが可能です。

断水がなければ消火栓からは高圧の水が各所から出ることにより、遠距離及び多方面からの消火活動が可能となります。

なお、消火栓の使用については、消防団や消防団OBの方に協力してもらいましょう。



(ウ) 救出・救護訓練

救出、救護訓練では、チェーンソー、エンジンカッター、ロープ、担架等の救出救助用資機材の取扱い方法を習得する。

また、負傷者等に対する応急手当や一次救命処置について講習会等に参加し技術を習得する。(総合ガイド28ページ参照)

**一次救命処置とは**

一次救命処置とは、急に倒れたり、窒息を起こした人に対して、その場に居合わせた人が、救急隊や医師に引継ぐまでの間に心臓マッサージ、人工呼吸、AEDにて行う応急手当のことです。専門的な器具や、薬品などを使う必要がないので、正しい知識と適切な処置の仕方さえ知っていれば、誰でも行うことができます。

(エ) 避難訓練(総合ガイド20ページ参照)

災害時に落ち着いて避難するためには、普段から一時(いつとき)集合場所・一時(いつとき)避難場所・避難経路・避難場所・避難所を確認しておくことが重要です。

避難訓練では、避難経路や避難所の安全について確認するとともに、避難時の非常用持出品や服装についても確認します。

また、避難誘導班を中心に組織単位での避難方法について検討し、地域内の避難状況の把握方法や、災害時要援護者の避難支援等についても確認しておきましょう。

(オ) 給食・給水訓練

給食・給水訓練では、食料や飲料水を確保する方法、炊出し等の技術及び食料を各人に効率よく配給する方法等を習得する。

また、各家庭において、災害時の対策として数日間(最低7日間)生活できる程度の飲食物の備蓄を行うよう啓発する。

**給食・給水については、次の点に留意しましょう。**

- 自主防災組織では、共同備蓄倉庫等を設け、食料、鍋、炊飯装置、燃料、各種容器等を備蓄しておく。
- 自主防災組織では、市が設置した飲料水貯水槽の取扱い方法について習得しておく。
- 自主防災組織では、避難所及び飲食物配給場所等における食料等の配給方法等について定めておく。

## (カ) その他の訓練

災害時における避難所の運営や避難者に対する生活支援の方法について知識を習得する。また、避難所の運営方法等を学ぶことにより、平常時からの備蓄品や避難時の所持品について考える機会となり、地域住民の防災意識の高揚に繋がります。

### ① 総合訓練

災害時には、初期消火、救出・救護、情報伝達、避難誘導、給食・給水等の全ての対応をしなければいけません。

そこで、個別訓練によって習得した知識・技術を総合的に適切かつ効果的に実施し、有機的な防災活動ができるよう総合訓練を行います。

### ② 体験イベント型訓練

防災と直接には関係しないイベント等において、災害時に役立つ基礎知識の普及や災害疑似体験といったプログラムを取り入れることによって、防災を意識せずに災害対応能力を高めることができます。キャンプの各行事に防災の要素を取り入れた「防災キャンプ」や、学校や地域の運動会で防災の要素を取り入れた競技を行うなどの方法も有効です。

### ③ 図上訓練

図上訓練は、災害時のイメージトレーニングとして、災害に対する地域や自らの意識に何が足りないか（例えば、被災した時の知識や消火活動等の防災行動力等）への「気づき」となり、今後どんな訓練を行えば良いのかという「行動」につながる重要な訓練です。

また、地震、風水害等、災害の種類及び地域によって対応が異なるため、防災ゲームを活用し、シミュレーションをしておくことも重要です。

座間市では座間市災害ボランティアネットワークと協働して市内各施設で防災ゲームを用いた防災減災講座を開催しています。自主防災組織の訓練の一環として参加し、防災意識の向上に務めましょう。詳しくは市にお問い合わせください。

### コラム（消防団との連携）

自主防災組織において、消火訓練及び救出・救護訓練等を実施する際は、地域の消防団に技術的支援をお願いし、安全かつ有効的な技術を習得しましょう。

こうした消防団との関わりを設けることにより、互いの活動に対する理解が得られ、平常時及び災害時に連携した活動、相互の知識、技術等を共有することができるため地域防災力の向上に繋がります。

また、消防団OBが自主防災組織の一員として活躍することで、現役消防団とのパイプ役となり、消防団と自主防災組織の根強い繋がりが構築されることに期待できます。


## 地震災害時の活動

地震災害時の活動は、発災直後から時間の推移により変化するため、時期に応じた的確な活動が求められます。

以下は、地震災害時における初動対応の時期に期待される活動を表したものです。自主防災組織においては初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められます。

なお、発生時の行動については、自身及び家族の安全確保（自助）が最重要です。

### 時系列による地震災害時の活動

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前		<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災知識の普及</li> <li>○防災訓練の実施</li> <li>○資機材等の整備</li> <li>○災害危険箇所、災害時要援護者の把握等</li> </ul>
発生直後	<p>地域で救援活動に当たる人も含めて、大部分の人が被災者となる。生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と共助が中心となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自身と家族の安全確保</li> <li>○近隣での助け合い (出火防止、初期消火、救助等)</li> </ul>
数時間後	<p>～災害発生直後～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安否や被害についての情報収集</li> <li>○初期消火活動</li> <li>○救出活動</li> <li>○負傷者の手当・搬送</li> <li>○住民の避難誘導活動</li> <li>○災害時要援護者の避難支援</li> </ul>
数日後	<p style="text-align: center;">～災害発生から数日後～</p> <p>災害発生直後の初動対応に引き続き、外部から様々な支援活動及び支援物資が入ってくる時期である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所運営</li> <li>○自治体及び関係機関の情報伝達</li> <li>○他団体等への協力要請</li> <li>○物資配分、物資需要の把握</li> <li>○炊き出し等の給食・給水活動</li> <li>○防疫対策、し尿処理</li> <li>○避難中の自警（防犯）活動</li> <li>○災害時要援護者への配慮</li> <li>○ボランティア活動のニーズの把握</li> </ul>

## 1. 情報の収集及び伝達

災害発生時に的確な応急活動を実施するためには、正確かつ迅速な情報収集・伝達が必要不可欠です。特にデマ等によりパニックとなり、社会の秩序維持に大きな影響が生じる事態は回避しなければいけません。

したがって、行政と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立することに努めなければいけません。

このため、自主防災組織では伝達係、収集係の責任者を明確にする必要があります。

なお、最近ではパソコンや携帯電話などによる情報のやり取りが盛んになっていますが、災害時には電気、電話及びインターネット回線が不通になる可能性も考慮する必要があります。

### 災害時の情報班の役割と活動

#### 【被害・混乱を防ぐための広報活動】

##### ◆付近住民への協力の呼びかけ。

- ・ 出火防止、初期消火活動
- ・ 下敷きになった人の救出
- ・ 隣近所や災害時要援護者の安全確認と救出

##### ◆落ち着いて行動するよう呼びかける。

##### ◆どこで何が発生したのか等、情報の収集と連絡を行う。

- ・ ラジオやテレビを設置し、正確な情報を入手できるようにする。

#### 【住民が災害時に知りたい情報とは】

- ・ ライフライン復旧状況及び目処
- ・ 他地域の被害状況（通勤地や学校地等）
- ・ 家族、近隣住民の所在
- ・ どこでどうしていればいいのか。

#### 【「呼びかけ」の際の注意点】

- ・ 簡潔に、短く、大きい声で。
- ・ 不確実なことは言わない。
- ・ 聞きなれない言葉や、難しい用語は避ける。
- ・ 同音異義語や聞き間違いを起こすような語は言い換える。
- ・ 風上から風下へ向かって言う。
- ・ 聞き取れる範囲を考えて、なるべくこまかく行動する。

#### 【広報文例】

##### 出火時（初期消火活動の協力の呼びかけ）

「こちらは〇〇自主防災会本部です。〇丁目〇番、〇〇さん付近が火事です。消火器や水をもって応援願います。」

##### 避難場所への移動の呼びかけ

「こちらは〇〇自主防災会本部です。家族、隣近所の安否を確認し、二次災害の防止措置をした後、〇〇公園へ避難してください。」

## 2. 出火防止、初期消火

地震発生直後の対応として、自主防災組織は出火防止、初期消火活動にあたる必要があります。

### (1) 出火防止

地震発生時の火災は、被害を何倍にも大きくします。

地震発生の際に火災を出すことがなければ、避難を免れるとともに負傷者等を救出、救護することが可能となります。

### (2) 初期消火

大地震が発生した場合、次のような状況により消防機関が要請現場へ出動できない場合があります。

○建物の倒壊や地割れ、停止車両等による通行不能道路の発生

○火災の同時多発による現場への遅延

○断水等による消火栓の使用不能等

こうしたことから、地域住民による消火活動が必要となります。平常時から消火班が中心となり、軽可搬ポンプ等の点検を行い、火災発生時に機器が機能するよう努めましょう。

また、消火活動は、第1段階として消火器等を使用して消火にあたり、消火器等において鎮火できない場合は第2段階として軽可搬ポンプを使用して消火にあたります。

#### 地震災害時の消火班の役割と活動

##### 【隣近所で協力して初期消火を目指す】

- ◆消火班員は、自宅の出火防止措置及び家族の安全対策を講じた後、速やかに参集する。
  - ◆火災を発見した場合は、ただちに消防署に連絡し、大声で隣近所に応援を求めるとともに、消火器等を用いて消火活動を行う。
  - ◆軽可搬ポンプ等を使用し消火活動を行う場合は、最低限必要な人員を集め、事故のないよう最善の注意を払わなければならない。
  - ◆延焼が抑えられず危険を感じたら、消火活動を止めてただちに避難する。
  - ◆消防機関が到着したら、その指示に従う。
- ※日頃から「火は出さない」という意識と、いざというときに備えて、様々な活動を想定した取り組みが重要です。

### 3. 救出・救護

大地震が発生した場合、建物の倒壊や落下物等の下敷きより多数の負傷者が発生し、地域住民による資機材等を使用しての救出や応急救護所への搬送等が求められます。

#### 地震災害時の救出・救護班の役割と活動

##### 【地域住民と協力して救出・救護活動を行う】

##### ◆救出活動

- ・救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等に出動を要請する。
- ・状況に応じて、周囲の人に協力を求め、二次災害の防止に努める。
- ・倒壊物の下敷きになった人の救出に際し、同時に火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたる。
- ・機材を使用し救出活動にあたる際は、建設業関係の人の協力を得る。

##### ◆救護活動

- ・けがをした人の応急救護活動を行う。（地域内にいる医者や看護師に、応急救護活動の手助けを呼びかける）
- ・重症者は、直ちに医療機関または応急救護所へ搬送する。

※発災後、直ぐに応急救護所は開設されません。

##### ※応急救護所

市では、座間小学校、相模が丘小学校、座間中学校、東中学校、栗原中学校、相模中学校の6箇所を応急救護所設置場所として定めています。

### 4. 避難

災害時における住民避難について、自主防災組織が担うべき活動は、①避難誘導、②避難所の開設運営等の大きく2つに分けられます。

なお、避難時には被害の状況や災害が発生した時期や時間帯、火災発生時の風向き等によって安全な避難経路や開設される避難所が異なるため、正確な情報把握に努める必要があります。

### (1) 避難誘導

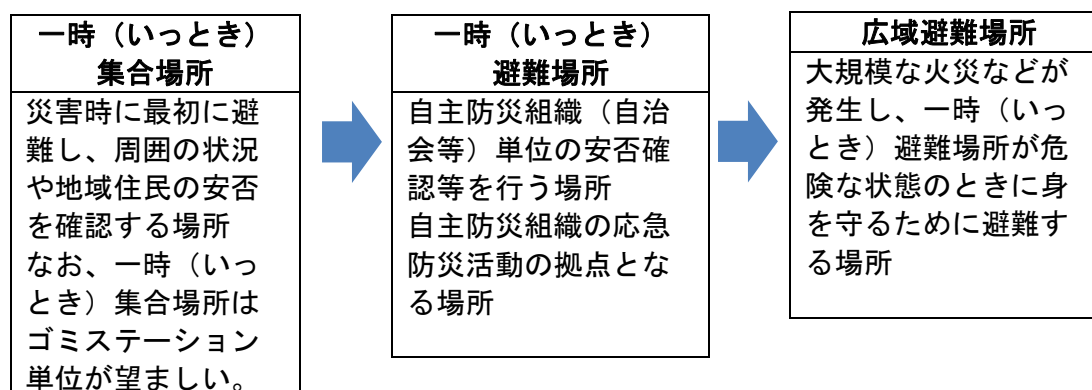
避難指示や地域からの避難が必要と判断した場合は、避難誘導班を中心に二次災害に注意しながら、一時（いつとき）集合場所及び一時（いつとき）避難場所に住民を避難させ、その後、広域避難場所への避難を開始します。

誘導時には、避難路、避難場所の安全性及び避難漏れがないよう班員及び住民により十分確認する必要があります。

一時（いつとき）避難場所は次の条件を満たしていることが望ましい。

- がけ崩れ等による災害の危険のない場所であること。
- 子ども、高齢者、障がい者にとっても避難が容易な場所であること。
- 救援活動に適した広さの場所であること。
- 住民によく知られた場所であること。
- 初期消火用資機材、各種工具、救急セット等が備わっており、自主防災組織の応急防災活動拠点地であることが望ましい。

#### 広域避難場所への流れ



### (2) 避難所の開設・運営等

避難所は、災害の直前、直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらに災害の規模や被害状況に応じて、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものです。

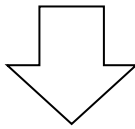
したがって、避難所を開設する際は、施設の安全確認等をした後に避難者を受け入れなければいけません。

なお、避難所開設・運営については、避難所毎の「避難所開設運営マニュアル※」にて具体的な開設・運営手順を示しています。

※ 避難所開設運営マニュアルは、平成29年3月末までに作成する予定です。

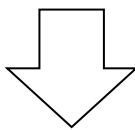
## 避難所開設の流れ

### 1. 施設の開錠・開門



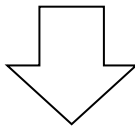
- ① 防災備蓄倉庫の開錠
- ② 門扉の開錠
- ③ 避難所（体育館）の開錠
- ④ 避難所（校舎）の開錠

### 2. 避難所開設準備



- ① 開設準備への協力要請
- ② 施設の安全確認
- ③ 避難所運営用設備等の確認
- ④ 避難者の安全確保
- ⑤ 防災資機材や物資の確認

### 3. レイアウトづくり



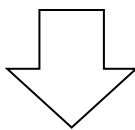
- ① 通路づくりとスペースの割り振り
- ② 使用範囲の確認
- ③ 受付の設置
- ④ 避難所看板の設置

### 4. 避難者受入れ

- ① 受付
- ② 避難所内の割当て・誘導
- ③ ルール等の周知

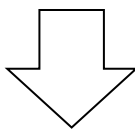
## 避難所運営委員会の活動

### 1. 避難所運営委員会の設置



応急的な対応が落ち着いて来た段階（目標は24時間～48時間後）で、避難所の運営に当たる「避難所運営委員会」を設置します。避難所における課題への対応や行政の災害対策本部との連携など、自主的で円滑な運営を進めます。

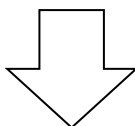
### 2. 避難所運営会議の開催



災害対策本部との連絡調整事項の協議や避難所における課題・問題への対応など、避難所の自主的な管理運営を円滑に進めるため、避難所運営会議を開催します。

- ① 代表者会議
- ② 班別会議（実務者会議）の開催

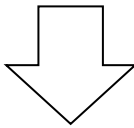
### 3. 展開期（2日目～3週間程度）



避難者の増減など状況の変化により、避難者の了解を得て、レイアウトの変更や部屋の統廃合などを行います。



#### 4. 安定期（3週間以降）



避難者の減少や、学校の教育活動の再開等により、避難所の規模を縮小すべき状況になった場合は、適宜、避難所運営委員会の各班の再編成を行います。

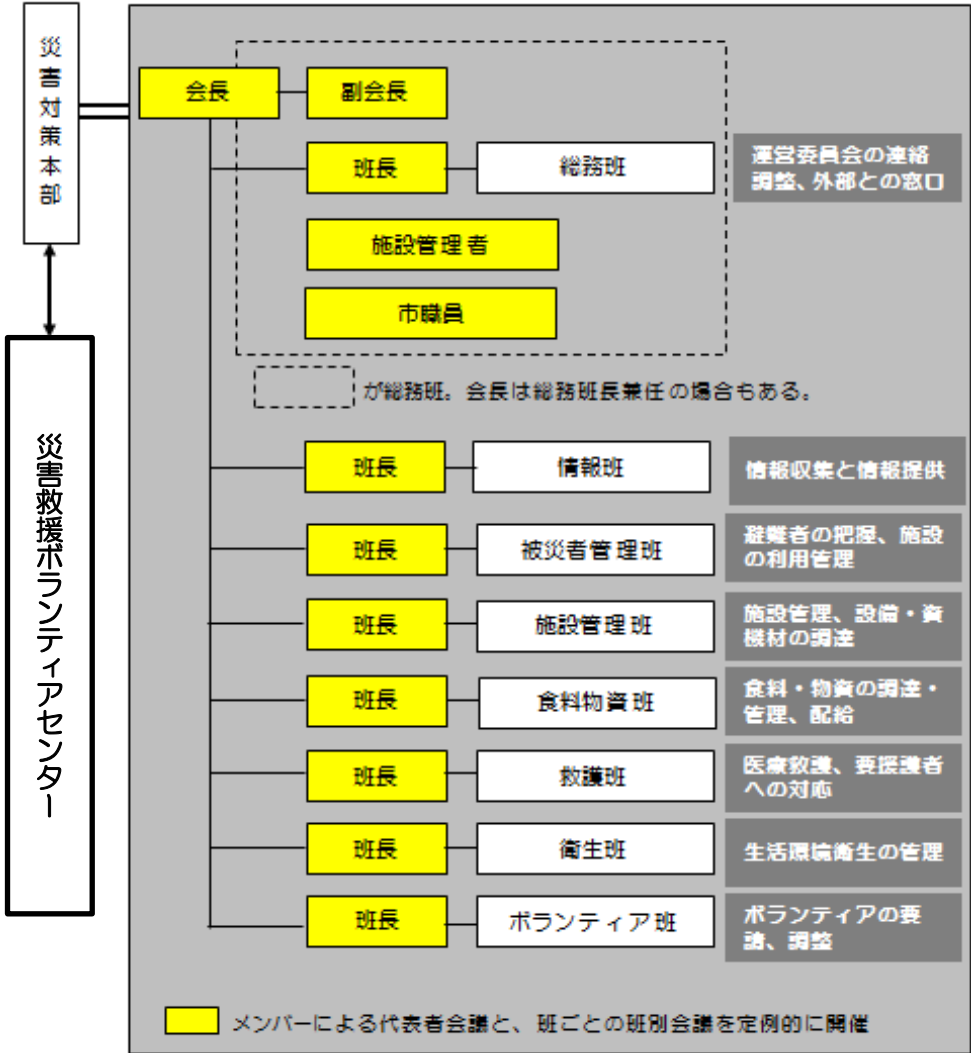
#### 5. 撤収期（避難所生活の必要性がなくなる期間）

避難所の閉鎖時期は、災害対策本部の指示及び応急仮設住宅の建設状況などを考慮しつつ、避難者の合意と退所の状況を見ながら決定します。

避難所運營業務の残務処理では、避難所運営に関する記録、使用した台帳等の整理を行い、災害対策本部へ引継ぎます。

また、使用した施設を元の状態に戻し、清掃したうえで施設の管理者の確認を受けて避難所を撤収します。

#### 避難所の運営体制（例）



## 各班の役割（例）

班	役割
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営委員会の連絡・調整</li> <li>○代表者会議の準備・記録</li> <li>○災害対策本部及び関係機関との連絡・要請窓口</li> <li>○外部との窓口</li> <li>○避難者からの意見・要望の受付</li> <li>○自宅避難者からの意見・要望の受付</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集と総務班との連絡・調整</li> <li>○収集した情報を避難者等へ提供</li> <li>○要援護者や在宅避難者に配慮した情報提供</li> <li>○外部への避難者情報の提供</li> </ul>
被災者管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者の把握・リストの作成、避難者等の入退所管理</li> <li>○訪問者の受付、マスコミ等部外者の入出管理</li> <li>○郵便、宅配便の受付・管理・受渡し。</li> </ul>
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設内の防犯、危険箇所への対応</li> <li>○施設利用場所の選定と利用計画の作成</li> </ul>
食料物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救援物資・日用品物資の調達・管理</li> <li>○避難者へ配給</li> <li>○在宅避難者への配給</li> </ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○傷病者対応</li> <li>○要救護者対応</li> <li>○避難者の健康状態の確認</li> </ul>
衛星班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症予防（手洗い・消毒の推進）</li> <li>○生活衛生環境の管理</li> </ul>
ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアニーズの把握・受付</li> <li>○ボランティアの要請</li> <li>○ボランティアの配置・調整</li> </ul>

### コラム（避難所での役割分担）

「避難者は、みんな被災者であり避難所運営要員の一人です。」

避難所では避難者自身がそれぞれの役割に応じた活動をしなければいけません。

また、避難所運営委員会では作業内容のバランスを勘案し、負担の偏りが生じないよう作業分担に配慮しなければいけません。

※避難生活をしないためにも自助への備えを行いましょう。

## 5. 給食・給水

地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食料、飲料水等も不足することが想定されることから、避難所等では食料や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しを行う必要があります。

また、地域内には災害時要援護者、自宅避難者及び帰宅困難者等がいることも認識し、柔軟に対応しなければいけません。

なお、炊き出しを行う際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害を出さないよう心がけましょう。

食料等の配分には、次の点に留意しましょう。

- 避難者の中には、自分で水や食事を取りにくることが出来ない人、アレルギー体質の人等、様々な事情を抱えている人がいる。
- 高齢者や病人、乳幼児などは、一般の防災備蓄食品が合わない場合もあるため、できるだけそれぞれの人に合わせた食べ方を考える。

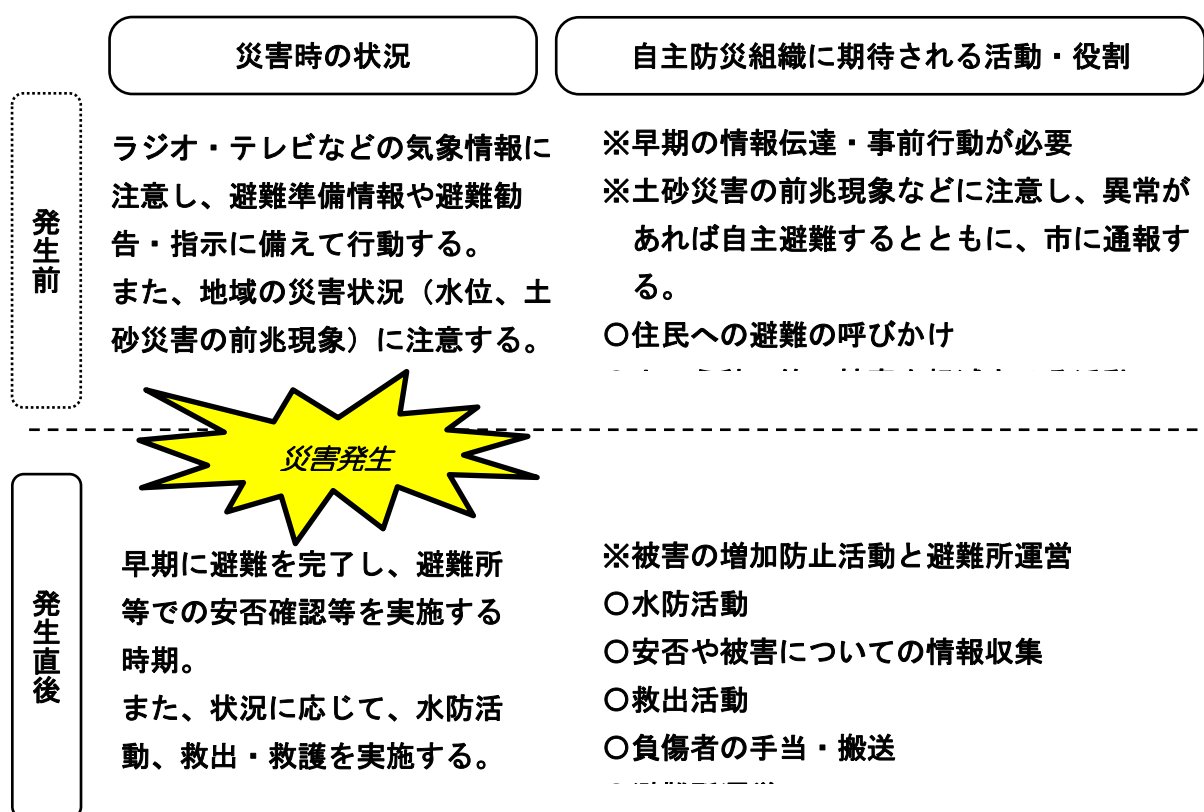
地震発生時の対策は総合ガイド1～5ページを参考にしましょう。

## 風水害時の活動

地震災害時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められますが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害は気象情報の分析等により災害の危険性のある程度予測することが可能です。

したがって、風水害時の活動の内容については、避難後の行動等、前章の地震災害時の活動を基本とするほか、次のような事前行動が求められます。

### 風水害時の活動



## 1. 情報の収集及び伝達

風水害では、避難が必要と判断してからいかにすばやく避難を開始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となります。

なお、風水害時に伝達される情報については、次のようなものがあります。

### ○気象庁・気象台が発表する情報

気象注意報（大雨や洪水、強風、雷、高潮等）

気象警報（大雨や洪水、暴風、高潮等）

台風情報

土砂災害警戒情報等

その他、河川管理者などからの情報にも注意する必要があります。

### ○避難に関する情報

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

風水害時では、防災行政無線や広報車を使用した避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告・指示の情報は、雨音でかき消されるなどして住民に伝わらない場合もあります。そのため、自主防災組織がこうした情報をキメ細かく、早めに住民に伝える必要があります。

## 2. 避難

風水害時の住民避難においても自主防災組織に求められる活動は地震災害と同じですが、夜間や屋外の状況等により外に出ることがかえって危険な可能性があります。

そこで、自主防災組織では、気象情報、避難準備情報等の情報に注意し、状況が悪化する前の事前避難の開始、自宅の2階等に留まる垂直避難の指示、集会所やコミュニティセンターへの自主避難者の誘導や受け入れ等の活動が求められます。

### 自主避難の心得

局地的集中豪雨のように、突発的な異常気象の場合には、市からの避難情報が間に合わない場合もあります。市からの避難勧告・指示がない場合でも、身のまわりに危険を感じるときは、知人の家や自治会館など、自らの判断で避難しましょう。特に、**土砂災害警戒区域**に指定されている場合は、早めの行動を心がけましょう。

(解説) 避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告・指示(緊急)の内容

発令情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難場所等への避難行動を開始</li> <li>・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、避難場所等への避難行動を開始
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。</li> <li>・未だに避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。</li> </ul>

**避難が困難な時の命を守る最低限の行動**

自然現象のため不足の事態等も想定されることから、避難をする場合は、避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、避難所等への避難が困難なときは、近くの頑丈な建物の2階以上に避難するか、それも難しい場合は、家の中の崖から離れた部屋や2階などの少しでも安全な場所に避難しましょう。

風水害時の対策は総合ガイド10～13ページを参考にしましょう。

## 1. 自主防災組織規約（例）・防災計画（例）

### 1. 自主防災組織規約（例）

#### 〇〇自主防災組織 規約

（名称及び組織）

第1条 本会は、〇〇自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

第2条 本会は、〇〇自治会等の会員をもって構成する。

第3条 本会の事務局は会長宅に置く。

（目的）

第4条 本組織は、住民の隣保協働の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第5条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険箇所等の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備に関すること。
- (6) 他の組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（役員）

第6条 本組織に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
防災委員	若干名
監査役	2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

4 監査役は、会の会計を監査する。





(会議)

第8条 本組織に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険箇所等の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の決議を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、〇月〇日から実施する。

## 2. 防災計画（例）

### 〇〇自主防災組織 防災計画

#### 1 目的

この計画は、〇〇自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

#### 2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険箇所等の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

#### 3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため別表のとおり防災組織を編成する。

#### 4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

- (1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。
  - ア 防災組織及び防災計画に関すること。
  - イ 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
  - ウ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
  - エ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
  - オ その他防災に関すること。
- (2) 普及・啓発方法は、次のとおりとする。
  - ア 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
  - イ 座談会、講演会、映画会等の開催
  - ウ パネル等の展示

#### (3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

## 5 地域の災害危険箇所等の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

### (1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ア 危険地域、区域等
- イ 地域の防災施設、設備
- ウ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- エ 大規模災害時の消防活動

### (2) 把握の方法

災害危険箇所等の把握方法は、次のとおりとする。

- ア 市地域防災計画
- イ 座談会、講演会、研修会等の開催
- ウ 災害記録の編纂

## 6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

### (1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

### (2) 個別訓練の種類

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難訓練
- オ 水防訓練
- カ その他の訓練

### (3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

### (4) 体験イベント型訓練として

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

### (5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

### (6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

### (7) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防期間中並びに防災の日に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあっては年〇回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

## 7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

### (1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関および報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

### (2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

## 8 出火防止及び初期消火

### (1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 可燃性危険物品等の保管状況

ウ 火器等消火用資機材の整備状況

エ その他建物等の危険箇所の状況

### (2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火用資機材（消火器、水バケツ等を各家庭に備え、又消火栓、防火水槽、池などの消防水利）の把握及び確認を行う。

## 9 救出・救護

### (1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

### (2) 医療機関等への搬送

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当てが必要なときは、近隣の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

### (3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

## 10 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

### (1) 避難誘導の指示

座間市長の避難指示がでたとき又は、会長が必要であると認めたときは、会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

## (2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市地域防災計画に定められた避難場所に誘導する。

## (3) 避難経路、一時（いつとき）避難場所、広域避難場所等

ア 避難経路（〇〇通り、〇〇通りが通行不能の場合は△通り、△△学校通学路）

イ 一時（いつとき）避難場所（〇〇公園 〇〇広場）

ウ 広域避難場所（〇〇小学校 〇〇中学校）

エ 避難所（〇〇小学校 〇〇中学校 〇〇コミュニティセンター）

オ みなし避難所（〇〇自治会館 〇〇集会所）

## (4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、座間市災害対策本部の要請により協力するものとする。

## 11 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

### (1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

### (2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

## 12 災害時要援護者対策

### (1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

### (2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

## 13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

## 14 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

目的	防災資機材
情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）等
初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋等
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク等
救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識版、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽等
訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ・映写機等）、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器等
その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機等

(2) 定期点検

毎年〇月第〇 〇曜日を全資器材の点検日とする。

## 3. 班編成（例）

## 別 表

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総 務 班	全体調整 災害時要援護者の把握	全体調整 被害・避難状況の全体把握
情 報 班	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消 火 班	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	避難路・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動
連絡調整班	近隣の自主防災組織、他機関 団体との事前調整	他機関団体との調整
物資配分班	個人備蓄の啓発活動	物資配分 物資需要の把握
清 掃 班	ごみ処理対策の検討	ごみ処理の指示
衛 生 班	仮設トイレの対策検討	防疫対策、し尿処理
安全点検班	危険箇所の巡回・点検	二次災害軽減のための広報
防犯・巡回班	警察との連絡体制の検討	防犯巡回活動
応急修繕班	資機材、技術者との連携検討	応急修理の支援



## 2. 訓練等実施計画（例）

### 1. 防災訓練実施計画（例）

#### （1）個別訓練（救出・救護訓練）

日 時 ○月○日 ○時から○時まで

場 所 ○○○○

指 導 者 ○○消防署員 ○名

参 加 者 ○○自主防災組織 ○名

目 的 防災資機材を活用した要救出者の救出方法等についての知識の習得

訓練内容 消防署員指導のもと、建物などの下敷きとなった要救助者の救出・救護方法を習得する。

#### 1 倒壊建物からの救出・救護

準備として廃材やベニヤを利用して、倒壊した建物の屋根の部分をつくる。

- ① 中に要救出者として人形等を入れておく。
- ② 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
- ③ 倒壊建物に進入する場合は、余震の有無や足場の安全などを確かめ、二次災害の発生に注意する。
- ④ 要救出者の状況を確認し、救出作業の妨げとなる部分を破壊し取り除く。
- ⑤ ジャッキがある場合は、ジャッキで持ち上げる（ない場合は、斧やバールで屋根を壊す）。
- ⑥ 隙間が崩れないように角材（長さ40～50cm）で補強する。

#### 2 転倒家具やロッカーに挟まれている人の救出・救護

準備として廃材等を利用して倒壊した建物をつくる。

- ① 中に要救出者として人形等を入れておく。
- ② 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
- ③ 木材・バール（木材の太さは10cm以上）をテコに、あるいはジャッキで倒壊物に隙間をつくる。場合によっては、転倒物の一部を破壊し、中の物を取り出すなどして重量を軽くする。
- ④ 隙間が崩れないように角材（長さ40～50cm）で補強する。

#### 3 高所から降りられなくなった人の救出・救護

- ① はしごを使って救出可能な時は、はしごを使う。
- ② 高齢者などの場合は、救出者が上にあがり要救出者の腰にロープを結び転落防止に努め

る。その際、結んだロープが締まらないように、もやい結びを使う。

③ 降りる人の速度にあわせて少しずつロープを緩め、転落しないように注意しながら降ろす。

## (2) 個別訓練（普通救命講習）

---

日 時 ○月○日 ○時から○時まで

場 所 ○○○○

指 導 者 ○○消防署員 ○名

参 加 者 ○○自主防災組織 ○名

目 的 3時間の講習で、一人法の成人に対する心肺蘇生法を中心として、大出血時の処置方法を習得する。

訓練内容 消防署員指導のもと以下を習得する。

### 1 座学

- ① 応急手当の目的
- ② 応急手当の必要性
- ③ 応急手当の対象者とその必要性
- ④ 傷病状態の把握による応急手当
- ⑤ 応急手当の優先順位を決定するために必要な知識

### 2 実技

- ① 成人の心肺蘇生法
- ② 止血法
- ③ 自動体外式除細動器（AED）の使用方法

## (3) 総合訓練

---

日 時 ○月○日 ○時から○時まで

場 所 ○○○○

指 導 者 ○○消防署員 ○名

参 加 者 ○○自主防災組織 ○名

目 的 1 組織内各班相互間の連携及び効果的な自主防災活動の実施

2 各種防災資機材についての知識及び取扱要領の習得

想 定 座間市内は震度6強の大地震におそわれ、道路、電話等各種公共施設に大きな被害が生じ、また、倒壊したビルや家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。さらに多発した火災は延焼拡大の恐れがあり、地域住民の避難が必要となったものとする。

訓練内容 以下の訓練を行う。

### 1 各戸訓練

地震発生（花火合図）とともに火気使用中の家庭では、火の始末をするとともに丈夫な家具の下にもぐる等身体保護（安全防災行動1-2-3）を行う。

### 2 通報訓練

庁内に発生した火災を発見した者は、大声で付近住民に知らせるとともに119番に通報す

る。

### 3 消火訓練

○周辺に発生した火災を消火器、水バケツ及び○○自主防災組織の資機材を活用し消火班が指導者の合図により交代して行う。

### 4 避難訓練

自主防災組織の初期消火活動にもかかわらず、火災が拡大したため、避難誘導班の指導のもとに○○避難場所まで避難する。

### 5 救出・救護訓練

○○避難場所に避難中、落下物等により負傷した者を救護所（○○避難場所に設置）担架搬送するとともに応急手当を施し、近隣の病院・診療所または応急救護所に搬送する。

### 6 給食・給水訓練

非常用飲料所水槽から飲料水を確保するとともに非常用備蓄食糧の配布及び試食を行う。

## （４）体験イベント型訓練

---

日 時 ○月○日 ○時から○時まで

場 所 ○○○○

指 導 者 市役所職員 ○名、○○消防署員 ○名

参 加 者 ○○自主防災組織 ○名

目 的 チーム対抗で消火リレー・救急法リレーなどを競い合うなどして、楽しみながら消防防災の知識を体得する。

訓練内容 以下の訓練を行う。

#### 1 運動会形式（消火リレー）

- ・ペットボトルなどを火にみだてて、訓練用消火器を使用して目標物を倒す。
- ・水バケツを使用して水槽から水槽へ水を移す。

#### 2 体験形式

##### （1）心肺蘇生法マスターへの道

- ・消防職員等の指導のもと普通救命講習を実践した後に、復習を兼ねて個別にチェックポイントを設けてチーム対抗で競う。

##### （2）避難生活アイデア工作

- ・牛乳パックのろうそくやペットボトルと砂、木炭を使った即席のろ水器を制作する。

##### （3）非常用備蓄食糧

- ・昼食を兼ねて、炊き出し、非常食の試食を行う。

##### （4）防災歩け歩け大会

- ・地域の災害危険箇所の把握を行うとともに過去の被災地等を巡りながら当時の資料写真を見て、地域の防災について考える。

## 2. 自分たちのまちを知る活動

「防災まち歩き」「防災マップ作り」などを実施することで、住民が地域の現状を把握することができるため、地域防災力の向上に繋がるとともに、防災計画の策定資料や、災害時の対応を考える上で重要な手がかりとなります。

### 期待できる効果

- 災害の様相をより具体的に認識できる。
- わがまちの災害に対する強さ弱さがより具体的に認識できる。
- みんなでワイワイ楽しく実施でき、仲間の輪が広がる。

### (1) 自分たちのまちを知るためのポイント

防災巡視・点検、防災まち歩き、防災マップ作りなどにおいて、地域の状況を把握する際のポイントとしては次のようなものがあります。

#### (1) 地域の状況把握のポイント

- 自然やまちのこと
  - ・大きな川、小川、用水路など
  - ・池、沼など
  - ・鉄道
  - ・道路
  - ・低地と山地・丘陵地の境界部分
  - ・田畑
  - ・広場、公園
- まちの施設や人のこと
  - ・役所や医療機関など防災活動を行う機関や施設
  - ・避難所や集合場所など、地域防災のために役に立つ施設
  - ・自主防災組織役員など、頼りになる人がいる場所
  - ・災害の時に手助けが必要な人がいる場所、手助けをしてくれる人がいる場所
  - ・落下及び倒れた時に危険となる施設
  - ・人が集まる施設
- 災害時に危険なところ（地震）
  - ・地震発生時に通行止めになりそうな場所
  - ・がけ崩れなどが起こりそうな場所
  - ・建物が倒壊、橋が壊れるなどの被害が想定される場所
  - ・火災が発生したら燃え広がりそうな場所
  - ・その他、被害が想定される場所

○災害時に危険なところ（風水害）

- ・ 浸水しそうな地域
- ・ 建物や橋が流されるなどの被害が想定される場所
- ・ 地下ガレージ、アンダーパスなどの水に浸かりやすい場所
- ・ 土砂崩れが起こりそうな場所（土砂災害警戒区域等）

（2）細部の点検ポイント

○危険物点検

- ・ 灯油、塗料、ガス、ベンジンなど各家庭にある危険物の保管状況
- ・ ガソリンスタンドやガスを詰める施設などは消防法などで厳しく規制されているが、地域住民の目でも確認。
- ・ 危険物の流れだしそうなところ

○道路点検

- ・ 地域主要道路の車両渋滞の程度
- ・ 違法駐車や放置自転車の状況

○倒壊物・落下物点検

- ・ ブロック塀や石垣
- ・ 地域の集会所などの建物の倒壊の危険
- ・ 商店の棚や自動販売機
- ・ 地域内の看板
- ・ 2階建て以上の建物の窓ガラス
- ・ バルコニーなどの植木鉢や洗濯機など

○建物点検

- ・ 建物や堤防などのひび割れや欠け落ちなど
- ・ 建物やアーケードなどのネジやボルトの緩み
- ・ 建物や水槽の水漏れや腐食

（2）防災まち歩き

---

（1）防災まち歩きとは

自分たちの住むまちを歩き、「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」などを記録します。災害への備えや身近な危険について気付きを得ることができるほか、地域の自主防災組織、消防署、消防団、学校などが協力して行うことにより、それぞれの団体が持つ認識を共有でき、地域防災力の強化が期待できます。

（2）実施までの準備

- ・ まち歩きのコース、エリアを決める。
- ・ 当日持ち歩いて記入できる街区地図を準備する。
- ・ 消防署、消防団、地域をよく知る方など、一緒にまち歩きを行う人の協力を得る。

### (3) 当日の流れ

- ・まち歩きは10人程度までのグループで行う。
- ・「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」などを持ち歩き用の街区地図に書き込む。また、気付いたことや聞き取った内容をメモに取る。
- ・写真を撮影する時には、撮影場所をメモする。

### (4) まち歩き後に行うこと

まち歩きで記録した「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」等の事案を防災マップに反映する。

※ 防災マップ作りを実施しない場合は、まち歩きで分かったことを発表し合い、災害時にまちがどのような状況になることが想定され、いざという時にどのような避難行動をとればよいか、などについて話し合しましょう。

## (3) 防災マップ作り

---

### (1) 防災マップ作りとは

防災まち歩きなどで把握した「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」をペンやシールで大きな地図にマークし、気付いたことや感想を模造紙に書き込む。

### (2) 準備するもの

- ・街区地図（A1～A2サイズ程度）
- ・模造紙
- ・ペン、丸型カラーシール、ふせん、のり、はさみ、筆記用具
- ・まち歩きで取ったメモ、まち歩きで撮影した写真等

### (3) 防災マップ作りの流れ

- 模造紙に街区地図を貼るか、地図を直接書き込む。
- 地図に「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」をペンやシールでマークする。
- 地図や模造紙に、まち歩きで撮影した写真、聞き取った内容、まちの問題点、メンバーの感想などを自由に書いたり貼ったりする。
- 災害が発生した時に、どのような行動をとるとよいか話し合う。
  - ・天気予報で台風が来ることが予想されている場合、事前にどの場所に、どのようなルートを通って避難すればよいか。
  - ・急な大雨等、時間的に避難する余裕のない場合に、どのような行動をとるべきか（避難所まで避難するか、応急的な対応として建物の2階などに避難するか、など）
    - ・地震が起きた後に、地域でできる活動
    - ・避難所の生活の中で自分たちができること
- 完成した安全マップについて、各グループで発表する。まち歩きや防災マップ作りを通じて気付いたこと、質問や疑問、感想などを自由に出し合い議論する。

防災マップの例

まちを歩いて撮った写真を貼り、ふせん等により解説や気づきを書き込む

地図に、道路や川などの「自然やまちのこと」を書き込み、まち歩きの見つけた「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」をシールやペンでマークする

**ぼうさいマップ**

ここが危険！  
1 アンダーパス

ここが危険！  
2 重要利用が集中

ここが危険！  
3 地下ガレージ

防災に役立っ！  
1 避難所

防災に役立っ！  
2 避難所

防災に役立っ！  
3 避難所

メンバーの感想やインタビュー等

**A班**

問題点など

まち歩きで感じた地域の問題点などがあれば書き込む

まちを歩いた感想やインタビューなどをふせん等  
に書き込み、模造紙に貼る

### 3. 防災訓練等申込書・防災資機材貸与要望書

#### 1. 防災訓練等申込書

自主防災組織等で防災訓練を実施する場合は、市に「防災訓練等申込書」を提出してください。万が一、訓練中に怪我等をした場合に保険の対象となります。

防災訓練等申込書												対応	
												<input type="checkbox"/> 危機管理	
												<input type="checkbox"/> 消防	
												<input type="checkbox"/> 独自	
												<input type="checkbox"/> その他	
危機管理課	課長	係長	合議	係	消防	署長	1・2課長	分署長	管理課長	合議	係		
受付日		平成____年____月____日 (____)					受付番号						
団体名・申込者		自治会				代表者		_____					
		自主防災組織				電話		_____					
実施	日時	平成____年____月____日 (____) ____時____分～____時____分											
	場所	<input type="checkbox"/> 総合防災センター		<input type="checkbox"/> その他 ( _____ )									
参加予定人員		計____名(男性____名 女性____名)					当日参加人数		____名				
訓練等項目	<input type="checkbox"/> 防災講話		<input type="checkbox"/> 総合防災センター (厚木)										
	<input type="checkbox"/> 炊き出し アルファ米 ____箱		<input type="checkbox"/> 消防庁舎見学・体験										
	<input type="checkbox"/> 消火器取扱		<input type="checkbox"/> 選択		見学 / 救急講習 / 救助袋								
	<input type="checkbox"/> 応急手当				迷路体験 / 屋内消火栓 / 水消火器								
	<input type="checkbox"/> 軽可搬消防ポンプ		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 利用申込書		<input type="checkbox"/> 消防総務課確認						
	<input type="checkbox"/> 心肺蘇生 (AED <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) (他の訓練項目、選択不可)		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> その他 ( _____ )								
	※ 総合防災センター (以下、センター) へのバスの利用は20名から可能です。なお、6歳未満の方の乗車は出来ません。マイクロバスの最大搭乗人数27名 (運転手、随行員を除く) を超えた場合は各団体にて移動手段を用意して下さい。												
※ センターでの体験 (地震・風水害・消火器・煙) に参加される方はハイヒール・サンダル・スカートでの参加は避け、動きやすい格好で来場下さい。また消火体験は機材の準備の関係上10名のみ体験となりますので、あらかじめ選抜をよろしくお願いたします。なお、体験等所要時間は1時間30分程度です。													
※ バス搭乗者の集合は体験開始予定時間の1時間前をお願いします。													
訓練時使用		自治会・自主防災組織で用意するもの					危機管理課・消防で用意するもの						
資機材等							<input type="checkbox"/> 水消火器__本						
自主防の有無		有・無					<input type="checkbox"/> ビデオ・プロジェクター 一式						
							<input type="checkbox"/> その他 ( _____ )						
備考	<input type="checkbox"/> 危機管理課 TEL: 046-252-7395												
	<input type="checkbox"/> 財産管理課バス (2463)												
			当日送迎場所・出発時間 ( _____ )					____時____分集合)					
			<input type="checkbox"/> バス使用願 運転手 ( _____ )		B2 ____時____分出発)								
	<input type="checkbox"/> センター (046-227-1700 ____時____分開始) ※電話受付9:00~4:30												
	<input type="checkbox"/> 消防管理課 (7-313)		<input type="checkbox"/> 本署		<input type="checkbox"/> 北分署		<input type="checkbox"/> 東分署						
<input type="checkbox"/> 消防総務課 (7-223)													

太枠内をご記入ください。



**2. 防災資機材貸与要望書**

自主防災組織に対して資機材の貸与をしています。要望がある場合は、市に「防災資機材貸与要望書」を提出してください。

※ 市の備蓄状況により、ご要望の資機材を貸与できない場合があります。

※ ご要望の数量については、他の自主防災組織の貸与状況等から按分して計算を行いますので必ずしもご要望の数量を貸与できるとは限りません。

平成 年 月 日

市長室危機管理課長 殿

自主防災会	
会長	:
電話	:
防災担当	:
電話	:

**防災資機材貸与要望書**

次のとおり資機材の貸与を要望します。

貸与品	要望数	貸与済数	決定数	備考
発電機（投光器付）	台			
かまどセット	台			
簡易組立トイレ（ガンボール式）	箱			
組立トイレ	台			
真空パック毛布	箱			
ビニールシート	梱包			
簡易担架	台			
折り畳み式リヤカー	台			
救助工具格納箱セット	台			

※太枠の欄のみ記入ください。

<b>防災資機材貸与決定伺</b>					
_____ 自主防災会からの要望数に対し、上記のとおり防災資機材貸与数を決定してよろしいか伺います。					
決 裁 欄	課長	担当課長	係長	係	備考
決裁日		平成 年 月 日			

# 自主防災組織 マニュアル

---

平成29年2月改訂

座間市

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

市長室 危機管理課 危機管理・防災係

電話046-252-7395 FAX046-252-7773

---